

# 郵便による戸籍謄抄本等の請求書

菊池市長 あて

年 月 日

<b>本 籍</b>				
<b>筆頭者(戸主)氏名</b>				
<b>必要な方の氏名</b>	抄本または身分証明の場合は必ず記入してください。 明・大・昭 平・令・西暦 年 月 日			
戸籍に記載されている方との関係				
<b>使用目的</b>	該当するものに○をつけてください。 1 戸籍に記載されている本人 2 戸籍に記載されている人( )の夫・妻・子・孫・父・母・祖父・祖母 3 代理の方(※請求できる方に頼まれて代理で請求する場合) 4 その他(第三者請求)			
	どこに提出しますか。( ) どのような手続に使用されますか。 ( ) ※ 相続などで、具体的に必要な内容が分かっている場合は記入してください。 □今回は、( )が死亡したことによる手続で、 ( )について ① ( )から( )まで ( )セット必要 ② 死亡の記載のあるものが( )通必要 ③ その他 {具体的に } □ ( )と( )の関係のわかるものを( )通 ※請求者が「4 その他」に該当する場合には、下記のいずれかにチェックをつけ、請求の理由を詳細に記入してください。 □自己の権利行使・義務履行のため □国又は地方公共団体の機関に提出するため □その他戸籍の記載事項を利用する正当な利用がある場合 請求の理由を詳細に記入してください。 ( )			
<b>何が必要ですか</b>	戸 籍	謄本(全部) 通	各1通 450円	※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。 届出の種類 出生届・婚姻届・離婚届・死亡届・転籍届
	除 籍 改製原戸籍 (昭和・平成)	謄本(全部) 通	各1通 750円	その他 ( ) 届出年月日 { 月 日 } 届出地 { }
	戸籍の附票	謄本(全部) 通	各1通 300円	どこの住所が必要ですか。 ( )
	身分証明書	抄本(一部) 通	300円	
	その他の証明	( ) 通		
<b>請求者</b>	住 所 〒	屋間の連絡先の電話番号(携帯番号など) TEL - -		
	フリガナ 氏 名	(印)	自宅 TEL - - 生年月日 明・大・昭 平・令・西暦 年 月 日	

- ※ 請求者の本人確認書類(運転免許証・保険証等)の写しを同封してください。
- ※ 送付先は住所登録地のみです。
- ※ 連絡先の電話番号は屋間に連絡がつくところを記入してください。
- ※ 代理の方からの請求の場合委任状が必要になります。
- ※ 身分証明書は本人以外からの請求の場合委任状が必要になります。
- ※ 法定代理人や法人からの請求の場合は、戸籍謄本、代表者の資格証明書、社員証等の権限確認書類が必要になります。

# 戸籍謄抄本等の郵便請求の方法

## 必要なもの

### □① 請求書

必要事項を記入した戸籍謄抄本等の請求書

### □② 手数料

定額小為替(郵便局にあります)を購入して同封してください。(切手は不可)

※発行日から6ヶ月以内のもの

※購入いただいた定額小為替には何も記入しないでください。

### □③ 本人確認書類

運転免許証・保険証等、請求者の本人確認ができるものの写し

※請求者が代理の方の場合、本人確認書類は代理の方のものが必要になります。

### □④ 返信用封筒

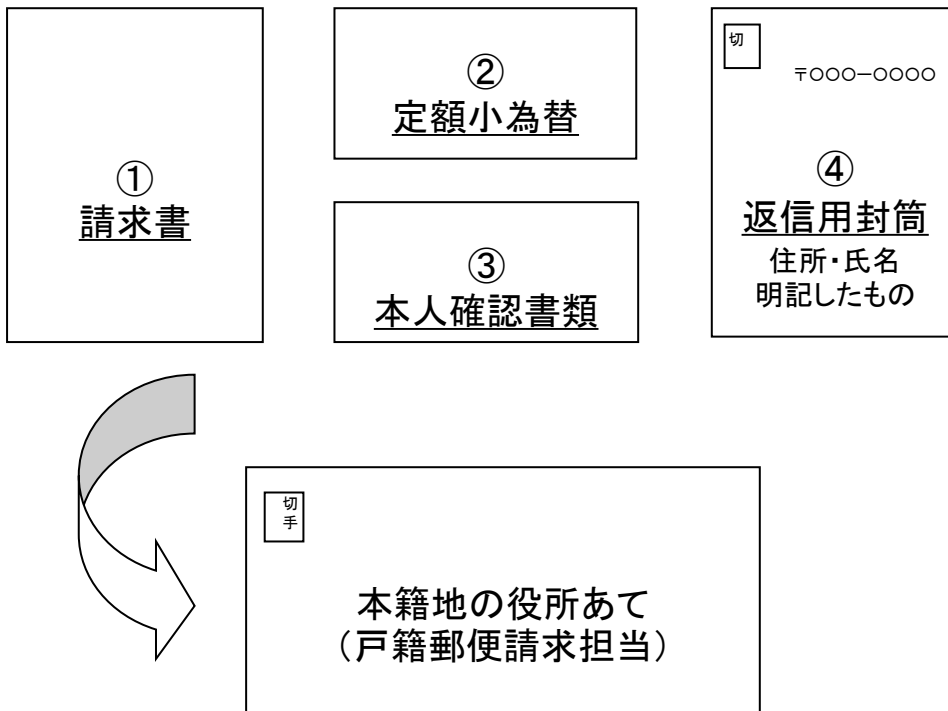
切手を貼った返信用封筒に請求者の住所・氏名を必ず記入してください。

※送付先は原則、請求者の住所登録地のみです。

※お急ぎの場合は速達料金を追加してください。

※封筒のサイズや重さによって郵送料は変わりますのでご注意ください。

上記の①～④を封筒に入れ、ポストに投函してください。



※ 郵送での請求の場合、配達日数と役所の処理日数が必要ですので、余裕をもって請求してください。  
郵便事情により、1週間から10日程度かかる場合もあります。

※ 請求する戸籍に記載されていない親族の方が請求する場合、親族関係、配偶関係を確認できる戸籍謄本等の提出が必要な場合があります。(本市の戸籍等で確認できれば不要です。)

※ その他の方(第三者請求)が請求される場合は、利害関係と請求理由を明確にすることと、利害関係を示す資料(契約書等)の添付が必要です。また、請求理由を裏付ける資料が必要な場合があります。

※ 法定代理人や法人からの請求の場合は、戸籍謄本や代表者の資格を証する書面(代表者事項証明書)、社員証等の権限確認書類が必要になります。

権限確認書類のうち、官庁又は公署の作成したものは、その作成後3か月以内のものに限ります。

## 問い合わせ先

〒861-1392 熊本県菊池市隈府888番地

菊池市役所 市民課

電話0968(25)7211(市民課直通)